

水俣病公式確認70年 地域提案事業

募 集 要 項 (仮)

1 事業の趣旨

この事業は、水俣病公式確認70年を迎えるに当たり、水俣病発生地域の再生・融和の促進及び地域内外に向けた効果的な情報発信を行うことを目的としています。

市では、「水俣病公式確認70年地域提案事業」として、民間の団体から企画・提案を募り、効果的な事業を提案された団体に対して補助を行います。

2 補助の対象となる団体・事業等

(1) 補助の対象となる団体

① 民間の団体（法人格の有無は問わない。）

水俣市に事務所を置く団体で、以下の要件に該当するもの

ア宗教又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

イ補助対象事業を着実に実施できる事務・組織体制を有すること。

ウ特定の公職者（候補者を含む）又は政党を支持等する団体でないこと。

エ暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

オ団体としての組織及び責任所在が明確であること。

注1 法人格を有しない団体については、定款及び寄付行為に準じる規約、会則等を有すること

(2) 補助の対象となる事業

補助対象事業は、次の3つの項目に該当する取組みとします。

①水俣病発生地域の再生・融和に資する取組みで、地域内外に向けた情報発信効果が高いと認められること

②平成18年の「水俣病公式確認50年事業の基本的方向について」で示された以下の4つの柱のいずれかに基づいた取組みであること

○水俣病により犠牲になった方々を慰霊する取組み【慰霊】

○水俣病問題をそれぞれの立場から回顧し、その経験・教訓を後生に活かす取組み【教訓】

○水俣病被害者等の社会活動等支援や地域福祉社会づくりに向けた取組み【福祉】

○もやいづくりとそれを踏まえた地域の振興を推進する取組み【もやい】

③熊本県の水俣病公式確認70年地域提案事業に採択されている取組みであること

※国、県又は市の他の補助事業の対象として採択されていたり、申請を行っている事業は除きます。

(3) 補助の対象となる経費

○事業の実施に直接必要となる経費のうち次に掲げるもの。

経費区分	具体的な経費	上限額等
賃金	提案事業のために臨時的に雇用する職員(事務補助員等)の賃金	7,726円/日
共済費	賃金を支払った職員に係る社会保険料	賃金×165.67/1,000
報償費	外部の講師に対する謝礼	10,000円/時間
旅費	航空・バス・鉄道運賃、宿泊費(飲食代除く)	原則として実費
需用費	消耗品費、印刷製本費等	1件の購入価格が10万円以上の物品は備品購入費で計上
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等	
委託料	業務の一部を他の団体に委託する費用	
使用料、賃借料	会場使用料、タクシー代、車両借上料、高速道路使用料、機材借上料等	
備品購入費	備品の購入費	事業遂行に必要な経費のみ対象
負担金	実行委員会の負担金等	

※注意事項

- ① 団体本体との会計を明確に区分するため、補助事業用の通帳を作成し、当該通帳から支出する等、物品購入や支払の適切な管理を行ってください。
- ② 補助金の対象となるのは、交付決定後から令和8年度中に支出した経費に限ります。
- ③ 事業の全部を他の団体に委託することはできません。
- ④ 支払は、原則振込払いで行ってください。補助金の対象となるのは、振込通知書や領収書等により支出が確認できるものに限ります。
- ⑤ 物品購入の際には、見積書、納品書、請求書及び領収書が、委託する際は、見積書、契約書、完了報告書(納品書)、請求書及び領収書が必要となります。また、帳票類は、最終的に提出いただく実績報告に添付していただきます。
- ⑥ 補助金は、支出の実績に基づいた後払いとなることから、一旦、事業者側の負担で支出していただく必要があるのでご注意ください。ただし、事業が完了する前に前金払又は概算払で支払うことも可能です。
- ⑦ 次の経費は対象となりません。
 - ア 交付決定前に支出した経費
 - イ 食糧費(会議における飲食代を含む)
 - ウ 職員給与費(但し、応募される事業のために臨時的に雇用する臨時職員の賃金は、補助対象となります)

(4) 補助金額の上限額

1団体当たり10,000千円（千円未満の端数は切り捨て）

(5) 事業の実施期間

交付決定日から令和9年3月25日まで

(6) 留意事項

- ① 補助金は、公的資金（税金）を投入していることから、適切なプロセスを経て支出していただくことが必要です。
- ② 国、県又は市の他の事業の補助を受ける場合は、この補助を重複して受けることはできません。
- ③ 提案募集締切後、選定委員会の評価を踏まえ、予算の範囲内で採択事業を決定する予定です。提案いただいても採択されない場合もあるので、あらかじめご了承ください。
- ④ 採択された場合でも、補助対象経費や事業収支等について調整をお願いする場合があります。
- ⑤ 市の新年度予算の成立等を前提に補助事業の公募を行うものです。

3 提案方法

(1) 募集期間

令和8年3月19日（木）から3月27日（金）まで

(2) 提案書類

- ① 水俣病公式確認70年地域提案事業提案書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 団体に関する調書（第3号様式）
- ④ 役員、職員（事業関連者）名簿（第4号様式）
- ⑤ 団体の目的等についての申立書（第5号様式）
- ⑥ 団体の定款、規約又はこれらに代わるもの（様式は自由）
- ⑦ 直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録（様式は自由）
- ⑧ 団体の本年度の事業計画書及び収支予算書（様式は自由）
- ⑨ その他提案事業の参考となる資料

※応募書類については、返却しませんのでご注意ください。

(3) 提出部数

1部

(4) 応募書類提出先

水俣市福祉環境部環境課環境もやい推進係まで持参又は郵送ください。

（令和8年3月27日（金）午後5時必着）

〒867-8555

水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市役所2階 環境課

4 補助対象事業の審査について

(1) プレゼンテーション

提案いただいた事業については、熊本県の選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

開催日時等については、熊本県から別途通知します。

(2) 選定委員会の評価

選定委員会においては、提案書類及びプレゼンテーションの内容を以下の評価基準に基づいて評価を行います。事業計画書の記載に当たっては、以下の評価基準を踏まえていただくようお願いします。

評価項目	評価基準
計画内容 事業の効果	水俣・芦北地域の再生・融和が進む内容となっているか。
	水俣病の適切な理解が進む内容となっているか。
	地域内外の多くの方に伝えることができるか。
	事業実施後の波及効果が期待できるか。
実現可能性	事業実施体制は整っているか。
	人材や場所は確保されているか。
	事業計画どおりに内容で実施できるか。
	事業実施のスケジュールは適切か。
その他	総事業は、事業計画の内容の観点から妥当か。
	資金面の問題はないか。

(3) 補助対象事業の選定

選定委員会における評価を踏まえ、予算の範囲内で採択事業を決定します。採択結果は、応募の状況を踏まえ、順次お知らせする予定です。

5 補助事業として採択された事業の手続き

(1) 交付決定の手続き

補助事業として採択された場合は、補助金の交付決定手続きのため、水俣病公式確認70年地域提案事業補助金交付要項（別途、採択決定事業者に配布させていただきます）に基づき、以下の書類のご提出をお願いすることとなります（②、④～⑥は提案書類と同様です）。

- ① 水俣病公式確認70年地域提案事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 補助金所要額調書
- ④ 団体に関する調書
- ⑤ 役員、職員（事業関連者）名簿
- ⑥ 団体の目的等についての申立書

(2) 交付決定後の事業内容等の変更

交付決定後に、以下の変更がある場合には、市長の承認が必要となりますので、事前に環境課環境もやい推進係へご相談ください。

- ① 補助目的に関わる事業内容、事業実施箇所、事業実施時期の変更
- ② 事業内容の変更に伴う補助所要額及び経費区分ごとの配分額の20%を超える変更

(3) 実績報告書の提出

事業が完了した日から30日以内、又は令和9年3月25日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。
実績報告書には、事業の成果を具体的に記入していただきます。

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、別途お知らせします。
なお、概算払により、事業が完了する前に支払うこともできますので、概算払いが必要な場合は、環境課環境もやい推進係へご相談ください。

5 その他

(1) 応募状況等の公表

事業実施に関する透明性を確保するため、採択された事業の概要等について公表を行う予定ですので、あらかじめご了承ください。

- ① 公表の内容
補助金交付決定の状況（補助事業者名、事業名、事業概要等）
- ② 公表の方法
水俣市ホームページに掲載、報道機関への情報提供

(2) スケジュール

令和8年3月 日	募集要項（案）の公表
令和8年3月19日	募集要項の公表、募集開始
令和8年3月27日	提案書類提出締め切り
令和8年4月中下旬（予定）	選定委員会の開催、選定結果の通知
令和8年5月下旬（予定）～	補助金交付決定、事業実施
令和9年3月25日まで	事業完了実績報告書の提出

内容について御不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

水俣市 福祉環境部 環境課 環境もやい推進係
住 所 〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号
電 話 0966-61-1612（直通）
FAX 0966-63-9044